

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (犯罪による収益の移転防止に関する法律関係)

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
資金決済に関する法律	資金決済法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	AML/CFT ガイドライン

目次

I 犯収法施行令関係	1
II 犯収法施行規則関係	1
III 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）関係	2
IV 事務ガイドライン（暗号資産交換業者）関係	3
V 事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）関係	5
VI 犯罪収益移転防止法に関する留意事項関係	7
VII その他	10

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 犯収法施行令関係		
1	改正後の犯収法施行令第6条第15号（改正前の第6条第14号）は、資金移動業者の特定業務として、「資金決済法第2条第2項に規定する資金移動業に係る業務」と規定しているが、資金移動業者が改正後の資金決済法第62条の8第2項の規定に基づいて行う電子決済手段等取引業はこれに含まれるのか。もし含まれない場合には、改正後の犯収法施行令第6条第15号において追加する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、資金移動業者の特定業務として、資金移動業者が、改正後の資金決済法第62条の8第1項の規定により行う電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。）を含めるため、条文を修正いたします。
II 犯収法施行規則関係		
(1) 第31条の4（電子決済手段の移転に係る通知事項等）、第31条の7（暗号資産の移転に係る通知事項）		
2	氏名や住所については、記載方法や言語（例えば住所においては番地の書き方、仮名・漢字の別など）によって表記の揺れが予想されることから、日本暗号資産取引業協会から運用上の課題等をくみ上げてベストプラクティスを提示する等、貴庁からも実際に運用するに当たっての課題の解決に協力していただきたい。	<p>自らの顧客については、犯収法第4条に基づく取引時確認を行っていることが前提であることから、当該確認に基づいて対応して頂く必要があります。また、受取顧客については、顧客の申告に基づいて対応して頂くことが想定されます。</p> <p>なお、実務上はISO20022に沿って通知する検討がなされていると承知しております。</p> <p>日本暗号資産取引業協会との協力については、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
(2) 第32条（取引時確認等を的確に行うための措置）		
3	犯収法施行規則第32条第6項第1号に「当該電子決済手段の移転に係る取引の相手方の属性について調査し、及び分析し」とあるが、具体的に想定している調査・分析手法があれば、ご教示願いたい。	<p>「電子決済手段の移転に係る取引の相手方の属性」に関しては、自らの顧客から申告を受けて入手した情報に加え、当該顧客の取引態様や、ブロックチェーン分析ツールの活用等により独自に収集した情報等を元に、当該取引の相手方の属性を分析し、ひいては当該取引のマネロン・テロ資金供与リスクの程度を評価することを想定しております。</p> <p>なお、暗号資産の移転の場合についても同様の考え方です。</p>
4	アンホステッド・ウォレットに関しては、近年、国際ロマンス詐欺等の組織的詐欺に利用されているにもかかわらず、通知義務の対象とならないことから、マネー・ローンダリング等に利用される可能性が更に高まると考えられるので、犯収法施行規則第32条第6項及び第8項に、以下の規	暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第1項第2号では、暗号資産交換業者に対して、「暗号資産交換業者が、その行う暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘

	<p>定を新設すべきである。</p> <p>(1)第6項第3号(新設)</p> <p>当該電子決済手段の移転に係る取引において、前2号で評価・収集した情報等を踏まえ、必要に応じて取引を停止するなどの適切な態勢整備を備えること。</p> <p>(2)第8項第3号(新設)</p> <p>当該暗号資産の移転に係る取引において、前2号で評価・収集した情報を踏まえ、必要に応じて取引を停止するなどの適切な態勢整備を備えること。</p>	<p>案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置」を講じなければならないことを義務付けており、利用者保護を図ることを求めています。また、別途パブリックコメントを行っている電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第2号において、電子決済手段等取引業者について同様の措置を求めることとしています。</p>
<p>Ⅲ 事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) 関係</p>		
<p>5</p>	<p>利用規約等において利用の目的を商行為となる取引のための使用に限定している場合や、会社のみを利用者とする前払式支払手段を発行する場合、資金決済法第4条第7号の適用除外の対象になると考えられるが、その場合、当該前払式支払手段は、高額な譲渡・移転が可能であっても改正法の高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しえず、犯収法の規制対象にはならないという理解でよいか。</p>	<p>資金決済法第4条第7号に掲げる前払式支払手段の該当性については、個別具体的に判断する必要がありますが、「その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている」(同号)と認められるには、ある前払式支払手段の利用が可能な取引について、例えば、利用者が契約している法人契約サービスの使用料の支払のみとするなど、発行者において、当該前払式支払手段が商行為となる取引においてのみ使用されることを確保するための措置が講じられている必要があります。</p> <p>単に、利用の目的を商行為となる取引のための使用に限定する利用規約等を整備するのみならず、これに加え、前払式支払手段の利用者を会社という営利法人に限定したとしても、実際には、商行為に該当しない取引のための使用を排除できないと考えられるため、それらだけでは「商行為となる取引においてのみ使用されることを確保するための措置」が講じられているとはいえ、資金決済法第4条第7号に掲げる前払式支払手段に該当しないと考えます。</p>
<p>6</p>	<p>Ⅱ-5-1-1について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. (4)の記載がありませんでした。 ・ 2. 前後の規定がAML/CFTに係る記載であるなかで、(5)及び(6)において「不正利用」又は「不正利用等」に限定して言及している理由は何ですか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご指摘を踏まえて修正しました。 2. ご指摘の項目についてもAML/CFTに係る記載となります。明確化の趣旨から文言を修正しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. (5) 及び (6) で言及されている「不正利用」として、何を想定していますか。 ・ 4. (5) の「不正利用等」の「等」には他に何が含まれますか。 	<p>3. 例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることを想定しております。</p> <p>4. ご指摘の趣旨を踏まえて、2. のとおり明確化の趣旨から文言を修正しました。</p>
IV 事務ガイドライン（暗号資産交換業者）関係		
7	<p>Ⅱ－２－１－４－２ (4) について、「取引業者等が営業実態のない架空の事業体（いわゆるシェルカンパニー、フロントカンパニー等）でないこと、及び取引業者等がその保有する口座を架空の事業体に利用させないことについて確認すること。」とあるが、この確認方法として、申込者から、口座開設時に「本口座の申込者は営業実態のない架空の事業体ではなく、また、それら架空の事業体に本口座を利用させない」旨の誓約書を提出させる方法は許容されるか。</p>	<p>一概にお答えすることは困難ですが、AML/CFT ガイドラインではリスクベースの対応を求めています。例えば、顧客の申告内容に疑義がある場合や、リスクが高いと判断された場合等においては追加的な措置（実態の調査）を行うことが必要となりますので、内部での手続き等については事前に定めておく必要があります。</p> <p>また、FATF 勧告 13 においても、シェルバンクとの契約の確立又は継続は禁止されるべき旨謳われており、暗号資産交換業者においても「取引業者等」のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢について質問状を発出することなどにより、取得した情報で確認することも考えられます。</p>
8	<p>Ⅱ－２－１－４－２ (6) に③として次の内容を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為に利用されている口座については、送付または受取を禁止し、取引から排除する。 <p>現在の事務ガイドライン（暗号資産交換業者）では、取引の停止までしか規定されていない。しかしながら、犯罪行為の利用状況からすると、同じ口座が反復継続して利用されていることがある。そうであれば、捜査機関等から詐欺等の犯罪行為に利用されている旨の情報提供を受けた時は、送付先口座（ウォレット）を市場から排除する必要がある。</p> <p>そこでアンホステッド・ウォレットに限らず情報提供又は調査・分析の結果、犯罪行為に利用されたと判明した口座については、取引を禁止する規定の新設を求める。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
9	<p>Ⅱ－２－１－４－２ (7) を次のように改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産交換業に係る取引の不正利用に関する裁判所からの調査囑託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、暗号資産交 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>換業者に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(注) 原則として調査嘱託や弁護士会照会の調査事項に回答すること。犯収法施行規則第 32 条第 8 項第 2 号の情報について回答すること。</p> <p>令和元年資金決済法改正の際、暗号資産の犯罪利用が懸念されていたところ、被害回復のため事務ガイドライン(暗号資産交換業者)において、裁判所の調査嘱託や弁護士会照会に対する体制整備が盛り込まれた。しかしながら、一部暗号資産交換業者は、弁護士会照会に対して安易に回答を拒否し、被害回復への協力を行っていない。暗号資産が犯罪利用されているにもかかわらず、被害回復のための協力を拒むことは、当初想定していた改正の趣旨に反し、犯罪利用を防止するという FATF 勧告の趣旨にも反するものである。</p> <p>そこで、事務ガイドライン(暗号資産交換業者)において、回答すべきことを明示し、弁護士による被害回復に協力し、金融庁の適切な指導・監督が行えるよう改正するよう求める。</p>	
10	<p>Ⅱ-2-1-4-2(10)チ、又について、チと又を別途規定している中で、又では「取締役会等」を言及しているところ、経営陣が正確に通知義務の履行・遵守状況を把握し、態勢整備等に係る意思決定を組織として適切に行えるのであれば、報告を受け意思決定を行う機関としては、取締役会以外の会議体でも許容されるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問の「報告を受け意思決定を行う機関」の内容が明らかではありませんが、暗号資産の移転に係る通知義務に関する犯収法の遵守状況については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が経営の重要な課題であることを認識した上で、取締役会又はこれに準ずる機関に報告する必要があると考えます。</p>
11	<p>Ⅱ-2-1-4-2(11)③について、経営陣は、自らが定期的に有効性を検証はせず、定期的にその有効性を検証する体制(又は態勢)を整備するのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ事務ガイドライン(暗号資産交換業者)を修正しました。</p>
12	<p>Ⅱ-2-1-4-2(11)②の「アンホステッド・ウォレット等の属性」について調査・分析することについて、ブロックチェーン解析ツールの解析結果と当該ウォレットについて利用者から聴取した内容を照合するという方法は許容されるか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

13	<p>アンホステッド・ウォレットに関しては、近年、国際ロマンス詐欺等の組織的詐欺に利用されているにもかかわらず、通知義務の対象とならないことから、マネー・ローンダリング等に利用される可能性が更に高まると考えられるので、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）に、アンホステッド・ウォレットに暗号資産の移転を行う場合には、</p> <p>(1) 一律に一定期間送付等を停止すること、</p> <p>(2) 利用者に対し、アンホステッド・ウォレットへの移転であり、犯罪利用等の可能性があるため、ポップアップによって注意喚起するシステムを構築すること、</p> <p>(3) 利用者に対して、送付等の目的・受取人情報等について、資料を元にした確認措置を取り、確認ができない場合には移転を行わないこと、などを内容とする規定を加えるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、利用者が自ら管理するウォレットである「アンホステッド・ウォレット」等に関する具体的な措置については、不足なく対策を規定しております。</p>
V 事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） 関係		
14	<p>Ⅱ-2-1-2-2(4)において、外国における監督当局の監督体制等についての情報収集が求められている。現地の法規制についての情報収集は困難となる場合が考えられるところ、主に当該外国所在電子決済手段等取引業者からの情報提供を受け、その情報が合理的であると判断できる場合には必要な情報収集を行ったと判断してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
15	<p>電子決済手段の相場（Ⅱ-2-1-2-2(9)）に関して、取引時点における実勢相場のほかに「取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の相場」や「取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における相場」が考えられるとある。外国通貨で表示される電子決済手段に関しては、電子決済手段を外国通貨に換算し、その時点での外国通貨と本邦通貨の為替相場に基づき、本邦通貨へ換算することになると思われるが、外国通貨と本邦通貨の為替相場に関して、実勢相場のほかにこれらの相場によって判断することが可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

16	<p>Ⅱ－２－１－２－２(11)について、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、当該アンホステッド・ウォレットの属性について調査・分析を行うと記載があるが、ここでいうアンホステッド・ウォレットの属性とは具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>一概には言えませんが、例えば、アンホステッド・ウォレット等の利用者の属性やアンホステッド・ウォレット等から移転先アドレスへの移転の態様（例えば、いわゆる暗号資産ミキサーと呼ばれるもので、複数の取引を受信しそれらを混合させてから個々の移転先に移転することで、移転元を特定しようとすることなく、移転元、移転先、取引相手の特定を困難とするサービスに係るアドレスに移転するなど）などを想定しております。</p>
17	<p>Ⅱ－２－１－２－２(11)のアンホステッド・ウォレット等との取引における必要な態勢整備について、例えば、必要な情報収集・分析等を行い、リスクの高いアンホステッド・ウォレット等に関しては取引を行わないなどの態勢を整備することで足りるか。</p>	<p>一概にお答えすることは困難ですが、電子決済手段等取引業者において、リスクが高く厳格な管理が必要であると判断したアンホステッド・ウォレット等との取引はリスクに応じた対応を検討する必要があります。また、そのようなアンホステッド・ウォレット等との取引が未成立となった場合においても、疑いがあると認められる場合には疑わしい取引の届出を行うことが必要です。これらについては、担当者で判断するといった属人的な対応ではなく、アンホステッド・ウォレット等のリスクの判断基準、上級管理職等への共有や決裁の手順等を含めた規程等を定め、それらに基づく組織的な対応が求められます。</p>
18	<p>Ⅱ－２－１－２－２においても、No. 8, 9, 13の暗号資産交換業者に対する措置と同等の措置を講じるよう規定するべきではないか。</p> <p>ステーブルコインについては、電子決済手段として規律されることから、新設される事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）において、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）と同様の規定が必要になる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
19	<p>資金移動業者が為替取引の手段として電子決済手段の移転等を行う場合、事務ガイドライン（資金移動業者）のみが適用されるのか。または事務ガイドライン（資金移動業者）及び事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）のいずれも適用されるのか。</p>	<p>資金移動業者には基本的に事務ガイドライン（資金移動業者）のみが適用されます。ただし、当該資金移動業者がその発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行う場合には（資金決済法第62条の8参照）、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）も適用されます。</p>

VI 犯罪収益移転防止法に関する留意事項関係		
20	民事信託だけでなく商事信託も対象という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
21	エビデンスの一律の徴求までは求めておらず、申告ベースを前提としているという理解でよいか。	取引を行う目的の確認方法は、犯収法施行規則第9条において、「顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法」と規定されています。 なお、AML/CFT ガイドラインにおいては、「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」という着眼点を示しており、金融機関はリスクに応じ、適切な顧客管理を行うことが求められていることに留意が必要です。
22	特定取引に際し、特定事業者が顧客に対し信託の受託者の地位にあるかを確認すること、確認の結果受託者の地位に該当する場合には当該信託の受託者の実質的支配者の確認を行うことが求められるものと認識しているが、当該信託の委託者・受益者の確認まで求められるものではないという理解でよいか。	犯収法上の「顧客等」には信託の受益者が含まれることから、特定取引に係る取引相手が信託の受益者に該当する場合には、当該受益者に係る取引時確認が求められます（犯収法第2条第3項、犯収法施行令第5条）。また、上記の場合の取引を含め各種取引を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の判断のため、当該取引の態様等を勘案し、必要な調査・情報収集を行う必要があるものと考えられます（犯収法第8条第2項、犯収法施行規則第27条第1項、同第32条第1項）。 なお、AML/CFT ガイドラインにおいては、「顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、
23	受託者のみならず、委託者・受益者の確認も必要となる場合、特に商事信託においては守秘義務の観点から、当該開示は難しい場合が想定される。このような開示を受けられない場合でも特定事業者として確認義務を果たした理解でよいか。	例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること」、「自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること」という着眼点を示しており、金融機関はリスクに応じ、適切な顧客管理を行うことが求められていることに留意が必要です。
24	商事信託の受託者が特定事業者と特定取引を行うに際し、受託者および受託者の実質的支配者について開示することは問題ないと考えられる一方で、委託者・受益者の開示については、守秘義務の観点で困難と考えられる。 受託者であることを開示した際に、特定事業者からの委託者・受益者の開示要請がある場合も想定されるが、守秘義務等により開示が困難な場合は、その旨を説明するという対応でよいか。	
25	商事信託の受託者が特定事業者と特定取引を行うに際し、受託者および受託者の実質的支配者について開示することは問題ないと考えられる	現時点では改正は予定しておりませんが、将来の改正予定について、予断をもって申し上げることはできません。

	<p>一方で、委託者・受益者の開示については、守秘義務の観点で困難と考えられる。</p> <p>仮に当該開示を必須とする場合には、個人情報保護法等の法令改正により開示を許容する方法もあり得ると考えるが、そのような法令改正の予定はあるか。</p>	
26	<p>本改訂案は、FATF 審査フォローアップに向けて速やかな実施が優先であるが、一方で各金融機関側ではシステム対応や帳票改訂といった準備も想定される。このため、法施行当初は、従前の帳票の継続使用(その他欄へ記載する等)や、システム改修までは必須としない等、柔軟な運営が許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>犯罪収益移転防止法に関する留意事項は、犯収法第4条に規定する確認義務、同法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではありません。</p> <p>なお、当該改訂の趣旨である、FATF 第4次対日相互審査の指摘も踏まえ、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、各金融機関においては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、顧客の属性等やその他の事情を踏まえ、適切な対応を検討いただく必要があると考えられます。</p>
27	<p>銀行口座開設のケースを考えた場合、広義には、資産運用や相続などにも含まれると考えられるが、当該目的を個別に加える理由について、類型の整理を行うにあたりご教示いただきたい。</p>	<p>FATF 第4次対日相互審査の指摘も踏まえ、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、改訂を行うものです。信託の受託者として取引を行う場合、顧客属性から通常想定される取引とは異なる態様の取引となることから、犯収法第8条に規定する疑わしい取引の届出の判断等において、適切にその判断を行うために、その事実を把握する必要性が高いと考えられます。</p>
28	<p>「信託の受託者・委託者・受益者としての取引」とせず、「信託の受託者としての取引」のみを追加する理由をご教示いただきたい。</p>	
29	<p>従来より「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」で類型として例示される「取引を行う目的」は、各金融機関が取り扱う商品や顧客属性を踏まえ参考とすべきもので、必ずしも例示通りに列挙したうえで確認が求められているものではないと理解している。</p> <p>今回追加される項目「信託の受託者としての取引」についても、各金融機関が取り扱う商品等を踏まえて当該項目を選択肢として提示することの可否や確認方法の程度を決定すればよく、例えば信託の受託者としての取引を許容していない</p>	<p>ご理解のとおりです。当該改訂の趣旨である、FATF 第4次対日相互審査で指摘された、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、各金融機関においては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、顧客の属性等やその他の事情を踏まえ、取引を行う目的の類型の提示方法について検討いただく必要があると考えられます。</p>

	場合には当該項目を提示しないことも考えられることを確認させていただきたい。	
30	類型として例示される項目に「信託の受託者としての取引」が追加されることに伴う対応は、各金融機関は速やかに行うべきである一方で、対応の期限は定められていないことを確認させていただきたい。	当該改訂の趣旨である、FATF 第4次対日相互審査で指摘された、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、各金融機関においては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、顧客の属性等やその他の事情を踏まえ、取引を行う目的の種類の提示方法及び対応時期について検討いただく必要があると考えられます。
31	「信託の受託者としての取引」とは、委託者Aが受託者Bと信託契約を締結し、受託者BがB名義で特定取引（口座開設、送金取引等）を行うといった場合が該当するとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
32	法定後見・任意後見制度（成年後見制度等）を活用し、被後見人A名義の特定取引を後見人Bが「代理」して行う場合は、「信託の受託者としての取引」には該当しないとの理解でよいか。 また、同じく信託契約に基づくものではない「後見制度支援預金」の開設についても「信託の受託者としての取引」に該当しないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
33	例えば、取引を行う際に顧客から専用の信託口座開設申込書や信託契約書の写し等を受け入れることにより「信託の受託者としての取引」であることを確認している場合には、それをもって「取引を行う目的」として「信託の受託者としての取引」の確認を実施していると考えられることから、別途顧客から受け入れる口座開設書類等に選択肢を追加する対応（それに伴うシステム対応を含む）までは求められていないという認識でよいか。	ご理解のとおりです。当該改訂の趣旨である、FATF 第4次対日相互審査で指摘された、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、各金融機関においては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、顧客の属性等やその他の事情を踏まえ、実施について検討いただく必要があると考えられます。
34	様式変更及びシステム改修には相応の期間を要するため、追加される例示の反映は各行の準備が整い次第順次行うことで問題ないか。	当該改訂の趣旨である、FATF 第4次対日相互審査で指摘された、信託の受託者の立場を明らかにされないことに伴うマネロン・テロ資金供与リスクを勘案し、各金融機関においては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、顧客の属性等やその他の事情を踏まえ、実施及び実施時期について検討いただく必要があると考えられます。

VII その他		
35	<p>携帯端末等による電子的決済方法を使用する個人名義間の資金移動においては、送金人・受取人双方が匿名で利用できるものがありますが犯罪に供する資金の提供、違法な物品の販売取引の抑止の観点からは送金人・受取人が対面していること・例えば短距離通信（Bluetooth、赤外線等）で双方の端末が接続できているなどあるいは資金移動業者により取引の目的が確認された受取人の名義が送金人に明示されている必要があると考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、電子決済手段はアンホステッド・ウォレット間の直接の取引（P2P 取引）での移転が可能とされており、その匿名性や管理者による移転制限の欠如により、典型的にマネロン・テロ資金供与リスクが指摘されているところですが、国際的な議論においては、P2P 取引を直接規制することは容易ではないことから、当局の監督下にある事業者を通じてその利用者とアンホステッド・ウォレットとの間の取引を規制することが求められています。これを受けて、改正後の犯収法施行規則第 24 条第 8 号及び第 32 条第 6 項において、電子決済手段等取引業者に対して、その顧客がアンホステッド・ウォレット等との間で取引を行う場合に、当該アンホステッド・ウォレット等の所有者情報を収集・保存すること等を求めることとしています。</p>
36	<p>そもそも暗号資産が適法というのが不適切と考える。</p> <p>暗号資産についてはマネー・ローンダリング等の不法な財産移動等への適性が高いものであり、そして通常必要が無いものであるため、扱いについては国際的に違法とするのが適切と考える。</p> <p>国は、姿勢を改め、暗号資産についての扱いについて、全面的に違法とされたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>